

令和2年6月15日

告示第81号

御船町事業継続プラス支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが大きく減少している町内の法人又は個人事業者に対して、町が経営継続を支えるための御船町事業継続プラス支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて御船町補助金交付規則（昭和53年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、町内に主たる事業所を有し、国の持続化給付金の給付決定又は熊本県の事業継続支援金の交付決定を受けた事業者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、国の持続化給付金給付該当事業者は法人20万円、個人10万円とし、熊本県の事業継続支援金該当事業者は法人10万円、個人5万円とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御船町事業継続プラス支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和3年2月15日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 国の持続化給付金に係る給付通知書の写し又は熊本県の事業継続支援金に係る交付決定通知の写し
- (2) 振込口座が確認できる通帳等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金を

交付すべきと認めるときは、御船町事業継続プラス支援金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する決定を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の全額を返還させることができる。

（1） 国の持続化給付金の給付又は熊本県の事業継続支援金の交付が不正と判断されたとき。

（2） 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（3） 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定を受けた者に御船町事業継続プラス支援金交付取消し通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金が交付されているときは、交付決定の取消しを受けた者に御船町事業継続プラス支援金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第4条の規定にかかわらず、第4条の規定による申請をもって、規則第4条の規定による報告に代えるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。